その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2　事業報告に関する事項

(1)　会社役員の兼職の状況

| 区分 | 氏名 | 兼職法人等名 | 役職 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(記載上の注意)

1　本表における「会社役員」とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。

2　取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、株式会社商工組合中央金庫法第20条第1項の規定に基づき認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

3　監査役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。

4　兼職する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2)　その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

## 附　則

(施行期日)

**第一条**　この命令は、令和八年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

**第二条**　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第一号から第八号まで及び第十号は、令和九年四月一日以後に開始する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）又は事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、新規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により中間事業年度又は事業年度に係る書類に初めて新規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新規則の規定を適用して書類を作成する最初の中間事業年度又は事業年度（以下「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3　前項の規定にかかわらず、株式会社商工組合中央金庫が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。